



発行 東京都

(五) 面積 一万三千九百七十二平方メートル
二 保全計画の概要

(一) 自然の概況及び特質

当区域は、武藏野台地における青柳段丘のほぼ南端に位置し、樹林地や耕作地、湧水由来の河川等から構成され、里山環境が残っている。

区域内の雜木林等では、明るい林床を好むキツネノカミソリ等の希少植物のほか、湧水由來の冷涼な流水環境等に依存するホトケデジョウ等の希少な水生生物が生息・生育している。

区域の中央部には矢川が南北に流れ、崖線直下の湧水路とともに府中用水に合流しており、樹林や耕作地と一体となることで美しい景観を形成している。

なお、矢川と湧水由來の河川等、府中用水が合流するこの辺りは「矢川おんだし」と呼ばれ、古くから地域によって親しまれている憩いの場でもある。

(二) 自然の保護と回復のための方針

当区域の樹林地、それに連続した耕作地や湧水由來の河川等における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。

また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全

に向けて、生息・生育環境を保全・回復するための取組を次のように実施していく。

ア 希少な動植物の生息・生育環境

樹林地、耕作地や湧水由來の河川等を一體的に保全し、キツネノカミソリ、ナガエミクリ、ホトケドジョウ等の希少な動植物の生息・生育環境を保全・回復する。

イ 樹林環境

この地域一帯の緑の骨格をなす青柳崖線樹林地の保全に向け、シラカシ群落等を保全・回復する。

ウ 里山環境

水田等が広がる里山環境を農地として維持管理し、同環境を保全・回復する。

エ 流水環境

流水環境に依存する水草、トンボ類、ゲンジボタル、魚類等の希少な水生動植物の生息・生育環境を保全・回復する。

オ 外来種対策

特定外来生物等をはじめとした侵略的外来種の積極的な駆除及び侵入防止に努める。

(三) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、条例第十八条の保全計画に基づき、第二十条にて実施する保全事業については、規制の対象となる。

(四) 植生管理に関する事項

当区域における植生の現況を整理し、(二)の方針を踏まえ、目標植生及び植生の管理方針を次のように定めた。

ア シイ・カシ二次林

当区域については、現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

一 保全地域の指定	
(一) 種別	里山保全地域
(二) 名称	矢川おんだし里山保全地域
(三) 位置	国立市の南部の矢川地区及び泉地区の区域
(四) 区域	別表及び別図に示す区域

常緑広葉自然林の構成種であるシラカシ群落は、基本的に手は加えず、植物の遷移に委ねる。

林床のササ類や低木（アズマネザサ、シユロ、アオキ等）が繁茂しそうな場合は、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈り・間伐を実施する。開放水域（矢川）にナガエミクリ等の水草が生育できる明るさの確保にも配慮する。

イ コナラ群落

二次林の構成種であるコナラの主木は萌芽更新を実施する。

萌芽更新後の下刈りに当たっては、林床の低木層の単調化を避けるため、状況を見ながら段階的・部分的に進めていき、樹林構成の多層化を図る。主に、ササ類や低木（アズマネザサ、シユロ、アオキ等）を対象とした下刈り・間伐を適宜行い、明るい樹林環境を維持することで、キツネノカミソリ等の希少種をはじめとした明るい林床を好む植物の保全を図る。ただし、林縁部の植生は、林床を湿润に保つため、キツネノカミソリ等の希少種に影響がない程度に残す。

ウ ケヤキ群落

落葉広葉自然林構成種であるケヤキを守るために、主木には基本的に手を加えず、必要に応じ余分に伸びた枝等を除去する程度の管理にとどめる。

林床のササ類や低木（アズマネザサ、シユロ、アオキ等）が繁茂しそうな場合は、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈り・間伐を実施する。

また、林床の低木層の単調化を避けるため、状況を見ながら段階的・部分的に進めていき、樹林構成の多層化を図る。

エ 畑地

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続する。

オ 水田雑草群落

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続する。

将来的に耕作しなくなつた場合にも、既往の水田耕作と同様のスケジュールで耕耘・水入れを行うなど、攪乱依存型の水生生物の生息・生育環境の保全を図る。

カ 開放水域（水路等）

現在の多様で植生豊かな流水環境を維持し、流水環境に依存する水草（ナガエミクリ、セキショウモ）、トンボ類（ヤマサナエ、ミヤマアカネ）、ゲンジボタル、魚類（オイカワ、アブラハヤ、ホトケドジョウ）等の希少な水生動植物の生息・生育環境を保全・回復する。

別表

国立市矢川三丁目十六番七の一部、十六番八の一部、十六番十一の一部、十六番十二の一部、十六番十三の一部、十六番十四の一部、十六番十五の一部、十六番十六から十六番十九まで、十六番二十一、十六番二十三の一部、二十一番四及び二十三番六
国立市泉五丁目一番三から一番十四まで、一番十七、一番十八、二番六から二番十五まで、三番一から三番十二まで

めに案内板や解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板や人の立ち入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

（五）施設に関する事項

なお、設置に当たっては景観に配慮する。

（六）保全地域の活用その他の運営に関する事項

（二）の方針を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

また、地権者等と協議の上、都民等と協働して次のように利活用を推進する。

ア 地域内においては、都民の自然との触れ合いや緑地保全活動、環境学習などの場として活用する。

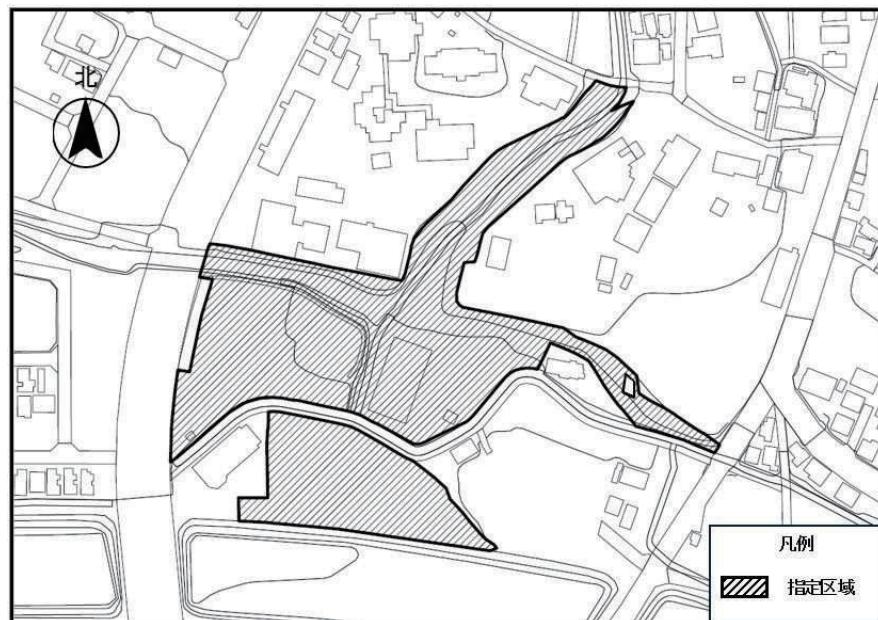
イ 耕作地は、稲作を通して農業体験などの場としての活用も検討する。

ウ ア及びイの実施に当たっては、都民ボランティア・企業・教育機関等の多様な主体と連携して取組を実施する。

エ その他、関係機関等と協議しながら必要に応じて取組を実施する。

別図

矢川おんだし里山保全地域 区域図



※この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（4都市基交第187号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
○三(五三三二)一一一二(代) 都
郵便番号 163-8001

定価
一本号
一箇月 六、六〇〇円 三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
○三(五二七六)〇八一一(代) 鈴印刷株式会社
郵便番号 101-0051